

## 2011.10.12：平成23年決算特別委員会

○楠委員 生活福祉資金貸付制度とはどのような制度か。

△保健福祉局長 昭和30年代に民生委員の運動として創設され、低所得者や高齢者、障がい者の生活の経済的な自立を支え、社会参加の促進等と生活の安定を目的とした制度である。また、実施主体は福岡県社会福祉協議会で、福岡市社会福祉協議会が貸付業務を受託している。

○楠委員 窓口業務を行う福岡市社会福祉協議会と本市はどのような関係か、また、福岡市社会福祉協議会への本市補助金の決算額の過去3年間の推移と補助金額の算定・積算方法を尋ねる。

△保健福祉局長 福岡市社会福祉協議会は、社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を目的とした事業を実施する団体で、本市から運営費等の補助を行っている。補助金の推移は、20年度5億2,099万円余、21年度5億8,279万円余、22年度5億4,852万円余である。また、補助金額は、福岡市社会福祉協議会職員の人件費等の運営費と日常生活自立支援事業等の事業費を含めて算定し、福岡市社会福祉協議会から要求があった額を本市で精査し、必要額を積算している。

○楠委員 福岡市社会福祉協議会の運営費の大部分が本市の補助金である以上、本市は協議会の業務、運営に対する改善点、改革すべき点の要請を積極的に行うべきであるが、生活福祉資金貸付制度に係る22年度の決算額及び過去3年間の推移はどうか。

△保健福祉局長 福岡市社会福祉協議会によると、生活福祉資金貸付制度に係る人件費等の事務費決算額は、20年度197万円余、21年度1,039万円余、22年度2,099万円余である。なお、生活福祉資金貸付制度は福岡県社会福祉協議会の事業を福岡市社会福祉協議会が受託していることから、本制度に係る必要経費は福岡県社会福祉協議会の委託料等で対応している。

○楠委員 21年度、22年度と人件費、事務費が大きく増加しているのは、平成21年10月から生活福祉資金貸付事業が抜本的に改正をされ、利用者にとってわかりやすく使いやすい制度へと見直しをされたための事務量増加であると思うが、本市における相談件数、申請件数、決定件数について20年度と22年度の比較を尋ねる。

△保健福祉局長 相談件数は20年度1,312件、22年度は6,447件で4.9倍、申請件数は20年度267件、22年度は2,147件で8.0倍、決定件数は20年度209件、22年度は2,082件で9.9倍である。

○楠委員 相談件数が4.9倍、申請件数が8倍、決定件数が9.9倍と22年度にすべての件数が大きく伸びているが、その要因は何か。また、窓口相談の実態はどうか。

△保健福祉局長 貸付件数の増加要因は、平成21年10月1日付の国の抜本的な見直しによって連帯保証人要件の緩和や貸付利子の引き下げなどが行われ、借りやすくなったことによる。また、相談内容の実態は、昨今の不況を反映した倒産や給料未払い、派遣切りによる失業など、安定した収入がないことによる貸付相談が多いと聞いている。

○楠委員 経済不況、雇用不安の中で、多くの市民の方々が収入減や病気などで生活に困窮し、相談窓口を利用するが、22年度は相談件数や事務量の増加に対してどのような窓口の支援体制をとったのか。

△保健福祉局長 福岡県社会福祉協議会から交付される事務費等が増額となり、本市窓口の東区、博多区、南区の区社会福祉協議会に各12カ月相当、その他の区社会福祉協議会に各6カ月相当、合計60カ月相当、年間ベースでは5人分の臨時職員の配置ができたと聞いている。

○楠委員 8倍、9倍に増加した業務を5人の臨時職員で賄うことが可能だったか。県の委託事業とはいえ、専門の職員はおらず、1人で何役もこなして業務を行い、窓口相談の内容は本市のすべての福祉サービスにつながるわけだが、相談や貸付業務の増加について本市、保健福祉局の認識はどうか。

△保健福祉局長 生活福祉資金貸付制度の相談件数の増加、及びそれに伴い事務量が増加していることは聞いている。

○楠委員 社会福祉協議会の総合的な業務の増加に対して、窓口サービス向上という面からもしっかり支援するよう要望しておく。生活福祉資金貸し付けに対する相談件数、貸付件数の増加は率直に評価し、増加する業務の遂行にも敬意を表したいが、民間の金融機関に比べ手続が煩雑であること、申請から貸し付けまでの審査期間が長いこと、制度がPR不足で市民に知られていないこと、これらにより、対象者が消費者金融を利用し、結果的に多重債務者となる実態を生んでいる。この制度の基本方針である「借りやすく、かつ貸しやすく」という運営が本当になされているか。一つの実例を通して貸付業務の三つの柱

である相談体制の充実、適正迅速な運営、制度の周知徹底の3点について尋ねる。平成23年4月に二人暮らしの高齢者夫妻から相談を受けた事例では、子供が無く、年金暮らし、市営住宅の入居が決まり、現在居住地のA区から新しいB区に転居する引っ越し費用を工面するため、生活福祉資金貸付制度、住居移転費を紹介した。4月4日にA区社会福祉協議会の窓口で「本来は移転先のB区社会福祉協議会の窓口でしか申請書類は渡せません。今回は特別ですよ」と言われたが、貸付内容と添付書類の説明を受け、書類一式を受け取った。申込書に記入し、添付書類をそろえたが、記入漏れや添付書類の間違いがないか不安となり、現在住居地のA区社会福祉協議会の窓口で4月11日に相談するが断られている。不安のまま、申請を急ぎたいため4月13日に移転先のB区社会福祉協議会までバスで1時間以上をかけ、書類を持参したところ、現住居と新住居の民生委員の面接が必要との説明を受ける。その後、面接日と面接場所の連絡を待ち、4月15日、現在住居地のA区社会福祉協議会窓口で民生委員の面接を受け、地元での面接が終了した。貸付金の振り込み後に代金を支払うとの条件で工務店に引っ越しの依頼をし、4月23日に新住居へ移転した。4月27日には、新住居の民生委員の面接を受け、B区社会福祉協議会窓口へ申請書を提出し、一切の手続きが完了し、貸付金の振り込みは1カ月後との説明を受けた。そして、口座に貸付金が振り込まれたのは6月7日であった。申請手続きの煩雑さ、煩わしさにも申し込みをあきらめず、振り込みを待ち、4月4日の最初の相談から、すでに約2カ月が経過していた。さて、この例では、申請書類、添付書類は何枚、何種類必要か。

△保健福祉局長 借入申込書、世帯全員の住民票、健康保険証の写し、所得課税証明書、必要経費等見積書がそれぞれ1枚必要で、それに加えて、民生委員調査書が2枚必要なため、合計で6種類7枚が必要と思われる。

○楠委員 6種類7枚の書類は、私たちがさえ大変な作業である。現在住居地のA区社会福祉協議会で申請書類を渡すことができず、書き方などの説明も受けられないのはなぜか。

△保健福祉局長 さまざまな相談に応じながら対応することになるため、転居先で受け付けをするという福岡県社会福祉協議会の指導に基づき、新住居地のB区社会福祉協議会窓口で対応したと聞いている。しかし、配慮に欠けていた点も見受けられるため、本市としても、今後、福岡市社会福祉協議会を指導していきたい。

○楠委員 もう一度尋ねるが、申請書類は現住居地の社会福祉協議会窓口でももらえるようになるのか。また、添付書類のそろえ方、申請書類の書き方などを相談することもできるようになるのか。

△保健福祉局長 現住居地の区社会福祉協議会窓口でも申請書類の交付ができるようにす

るとともに、書類の書き方などの相談に応じるよう改めると聞いている。

○楠委員 相談員の不足が窓口の接遇問題の原因ならば、22年度当初、県に対して相談員の増員を強く訴えるべきであった。国は、相談件数、申請件数の増加を見込んで相談体制の整備として緊急雇用創出事業臨時特例基金の積み増しを行っており、本市同様に相談件数、申請件数が大幅に増加した静岡県、静岡市、浜松市の各社会福祉協議会は、この補助金を活用して相談員の増員を図っている。本市の半分の人口の静岡市が4人、浜松市が7人の相談員を増員したのに対し、本市は5人である。人口比率、相談件数から試算すると、10人の増員は必要であり、今後、返済・償還指導の体制をとるためにも、県に対して相談員の増員を強く要請すべきと考えるが、所見を伺う。

△保健福祉局長 福岡県社会福祉協議会でも緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、福岡市社会福祉協議会の経費をふやしたと聞いているが、事業の円滑な推進のために必要な措置は福岡県社会福祉協議会に要望するよう指導していく。

○楠委員 では、区社会福祉協議会の窓口が正式に書類を受け付けてから生活福祉資金の振り込みまでの期間は、資金種類別にどれくらいか。

△保健福祉局長 火災等の被災による生活費など緊急を要する緊急小口資金では約1週間から2週間程度、事業を営むための設備、機械等の購入資金などの生業を営むために必要な経費は約1カ月半から2カ月程度など、必要書類や手続き等が異なることから、さまざまであるが、民生委員とのかかわりが必要な本件貸し付けや低所得世帯に属する者が高等学校等に就学するために必要な教育支援資金などの場合は約1カ月から1カ月半が必要である。

○楠委員 住居移転費福祉資金の申請の場合、現居住地と新居住地の2カ所で民生委員の面接を受ける必要があり、負担も大きい。貸付制度要綱には必ず両方の民生委員の面接が必要とは書かれていない。現に、静岡市、静岡県では新居住地の民生委員による1回の面接で申請が可能である。事務の簡素化、貸付要件の緩和などについては、何度も議論になり、県社会福祉協議会に要請するとの当局の回答であったが、改善されていない。福岡市社会福祉協議会の組織としてしっかり協議をし、正式な文書で要請を提出すべきと考えるが、所見を伺う。

△保健福祉局長 福岡市社会福祉協議会では、内部に設立している生活福祉資金調査委員会で検討を行い、福岡県社会福祉協議会に事務の簡素化について正式な書面により要望していくと聞いている。

○楠委員 申請から貸付金振り込みまでの期間が、1カ月から1カ月半というのは、貸付制度要綱に示されている「できるだけ迅速に借入申込者に資金交付ができるよう」との文言とかけ離れ過ぎている。県社会福祉協議会の事務手続は2週間程度と聞いており、市社会福祉協議会の事務手続を1週間で行えば3週間での振り込みも可能となる。市社会福祉協議会の中でできる事務手続の迅速化について、チームをつくって真剣に検討すべきと考えるが、所見を伺う。

△保健福祉局長 福岡市社会福祉協議会では、今回の件も踏まえ、これまで民生委員を通じた決定通知書の交付や借用書の提出などの手続を福岡市社会福祉協議会が直接、申請者で行う方法に切りかえ、期間短縮の見直しを年度内に実施する。

○楠委員 地域において多くの職務を兼任し活動する民生委員は、制度の内容もよくわからず面接する場合もあると聞く、また、民生委員以外にも地域福祉活動の中でこの貸付制度が自立支援のツールとして活用されるよう、市民への積極的なPRと、民生委員への丁寧な研修、窓口相談員との連携強化が必要であると考えているが、所見を伺う。また、生活福祉資金貸付制度の名称についても、だれにでもわかりやすい今日的な名称に変更することも検討すべきと考えるがどうか。

△保健福祉局長 福岡市民生委員児童委員協議会とも連携し、新任研修の場や地区の民生委員の定例会の場において福岡市社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度の説明に努める。市民へのPRについては、各区役所窓口等で情報提供を行っており、今後とも情報の提供に努める。また、名称の変更や愛称については、提案の趣旨を福岡市社会福祉協議会に伝えたい。

○楠委員 貸付業務の三つの柱である相談体制の充実、適正迅速な運営、制度の周知徹底について、改善、改革が進むよう期待する。生活福祉資金貸付制度については、今後も相談内容をしっかり掌握、分析し、弱者の立場に立った福祉のまちづくりを進めるとともに、市民の声に耳を傾けたセーフティネット施策の充実を強く要望する。次に、本市の食品リサイクルの現状と福岡市水産加工公社の運営について尋ねる。大量生産、大量消費、そして大量廃棄の経済社会から、私たち自身の生活スタイルも循環型社会への転換が求められ、東北震災以降はエネルギー問題にも大きな関心が高まっているが、本市の事業系、及び家庭系ごみの量はどうか。また、その特徴、課題は何か。

△環境局長 15年度以降、家庭ごみ及び事業系ごみともに、ほぼ毎年度、減少している。特徴は、家庭ごみと比較して事業系ごみの割合が高く、毎年度、5割を超え、また、事業

系の可燃ごみは、紙類が約 5 割、食品残渣などの厨かい類が約 2 割で、資源化の可能性があるものが約 7 割を占めている。今後、ごみ減量、リサイクルを一層推進するためには、ごみの発生抑制と再使用の促進(2R)と、事業系ごみの資源化への取り組みが課題である。

○楠委員 本市のごみ処理に係る決算額と食品リサイクルを推進する事業の決算額の 3 年間の推移を尋ねる。

△環境局長 ごみ処理に係る決算額の推移は、収集運搬経費、中間処理経費及び埋立処分経費の合計額が、20 年度約 242 億 2,000 万円、21 年度約 243 億 7,000 万円、22 年度約 240 億 3,000 万円である。事業系の食品リサイクルに関する決算額は、主に広報や研究経費で、20 年度 45 万 7,000 円、21 年度 60 万 8,000 円、22 年度 18 万 9,000 円である。

○楠委員 本市のごみの特徴は、事業系ごみが多く、その課題が事業系ごみのリサイクル、特に食品残渣のリサイクルであるにもかかわらず、ごみ全体に係る費用は横ばい、食品リサイクルの推進事業には余り使われていないという現状である。もっと食品リサイクルの具体的な推進事業に取り組むべきと考える。新循環のまち・ふくおか基本計画(案)では、事業系ごみに係る食品リサイクルにどう取り組み、その総量、日量はどうか。また、市内で食品リサイクルの現在の日量の処理能力はどうか。

△環境局長 新循環のまち・ふくおか基本計画(案)では、37 年度までに年間 1 万 8,000 トンを資源化するとしており、年に 300 日取り組む場合は日量が 60 トンとなる。現在市内の食品リサイクル施設の処理能力は日量 10 トンである。

○楠委員 食品リサイクル量の日量目標 60 トンに対し、現時点で 10 トンの処理能力では、あと 50 トンはどこで処理するかは大きな課題である。平成 19 年の食品リサイクル法改正で国による食品関連事業者に対する指導・監督が強化されたが、地方公共団体が取り組むべき事柄は何か。

△環境局長 食品リサイクル法では、地方自治体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するように努めなければならないと規定されている。そのため、本市は、食品リサイクルに関する普及啓発活動の推進、排出事業者への情報の提供、資源化施設の処理能力の増強など、食品残渣の資源化に向けた取り組みを推進する。

○楠委員 食品残渣の再資源化、リサイクルループの構築が重要であるが、本市にある食品リサイクル施設は何か所で、どのような施設か。また、その施設の効果と課題について尋ねる。

△環境局長 民間の施設が1カ所で、市内の飲食店やホテル、学校給食などから出る食品残渣を回収、資源化し、養豚場や養鶏場等でえさとして使う飼料をつくっており、その処理能力は日量10トンである。効果としては、市内の食品残渣が22年度に2,127トン資源化された。課題は、処理量が処理能力に近づき、余力が少ないことである。なお、魚のあら専用の資源化施設として、農林水産局が所管する福岡市水産加工センターの飼料化施設がある。

○楠委員 事業系ごみの食品リサイクルに対しては、事業系食品循環資源リサイクル研究会、事業系ごみの資源化推進検討委員会などからの提言、答申を受け、今後、どう取り組むのか。また、他都市の先進的な事例を尋ねる。

△環境局長 事業系ごみは、事業者みずからの責任において処理することが原則であるが、食品リサイクルの費用が高く、資源化の仕組みが十分に構築されておらず、リサイクルが進んでいない状況である。そのため、本市としては、新たに創設した事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、排出事業者や資源化事業者に対する支援を行うとともに、リサイクル施設を誘致するなど、食品リサイクルの仕組みづくりに取り組む。他都市の先進事例としては、名古屋市に処理能力が日量215トンの堆肥化施設と日量36トンの飼料化施設があり、22年度は二つの施設で約2万3,000トンの食品残渣がリサイクルされている。

○楠委員 魚のあら、魚滓は食品リサイクルの優等生で、加工によってマーガリン、薬、健康食品、魚のえさ、家畜のえさに生まれ変わる。食品リサイクルルートの一つである福岡市水産加工公社では主に魚のえさ、魚粉が製造されているが、本市から、公社に対する運営補助金、建設補助金の決算額について5年間の推移を尋ねる。

△農林水産局長 運営補助金の決算額は、18年度1億1,058万4,000円、19年度7,451万6,000円、20年度1億1,424万9,000円、21年度1億1,238万5,000円、22年度8,133万円である。次に、建設補助金の決算額は、18年度1億7,011万円、19年度1億8,708万5,000円、20年度1億8,418万9,000円、21年度1億8,089万5,000円、22年度1億7,770万2,000円である。

○楠委員 水産加工公社は、土地を本市から無償で借り、工場、建物の建設費の借入金は本市が毎年支払い、運営だけに専念しても利益が出ない。毎年毎年、赤字運営に1億円近く本市が繰り入れているが、なぜ黒字にならないのか、原因は何か。

△農林水産局長 水産加工公社については、昭和30年代に現在の東区多々良において民間

事業者の魚滓処理による悪臭の発生が大きな問題となったことを受け、本市が責任を持って無公害に魚滓を処理するとの覚書を地元と締結し、昭和 49 年に設立、その後、昭和 56 年に現在の東区東浜に移転した経緯がある。したがって、操業に当たっては、悪臭及び汚水が出ないように公害防止に努めるために、その対策費が運営経費全体の約 4 割を占めている。あわせて、魚の消費量が減少し、魚滓の受け入れ量が年々減少していることなどにより黒字化が困難であると考える。

○楠委員 水産加工公社では、原料の魚滓を集め、収入源となる魚粉をつくっているが、まず、原材料である魚滓の受け入れ量について、5 年間の推移を尋ねる。

△農林水産局長 18 年度 8,071 トン、19 年度 7,839 トン、20 年度 7,273 トン、21 年度 6,916 トン、22 年度 6,599 トンである。

○楠委員 毎年 400 トンから 500 トンの減少が見られる。魚の消費量が減少などにより本市の魚滓量だけが減っているのではないものの、近郊の魚滓がすべて水産加工公社に集まっているわけでもない。魚滓の集荷、受け入れをふやすための工夫として、23 年度より始めた魚滓集荷特別奨励金制度とはどのようなものか。

△農林水産局長 水産加工公社に魚滓を搬入する福岡魚滓集荷協同組合に対し、魚滓の年間搬入量を目標 7,000 トンと設定し、目標達成により特別奨励金を支給する制度である。

○楠委員 集荷業者の収入は、魚滓の排出者から取る 1 キロ当たり 5 円から 10 円の処分手数料と、公社へ搬入する魚滓総量の 1 キロに対する 3.4 円の補助金であるが、1 人親方が多い集荷業者が魚滓の排出者の新規開拓のために営業するのは時間的に不可能で、当初から目標 7,000 トンはない。現在の魚滓の受け入れ量から見て、特別奨励金の交付対象である 7,000 トンを超える見込みはあるのか。

△農林水産局長 平成 23 年 4 月から 9 月までの 6 カ月間の魚滓の受け入れ量は 3,223 トンで、前年同期間の 3,189 トンとの比較で 1.07% 増であり、例年、秋から年末にかけては魚滓の量が増加する傾向であるため、引き続き福岡魚滓集荷協同組合に働きかけ、集荷の促進に努める。

○楠委員 目標値 7,000 トンをクリアするためには、同年同月比で 7% 増が必要である。集荷業者が休日に営業に回っても、新鮮な魚滓 1 キロを 10 円で取引する事業所は市内には一つもないが、民間魚粉工場では廃棄物ではなく有価物として 1 キロ 10 円で買い取られる。市内から民間魚粉工場へ流出する魚滓量を把握しているか。



△農林水産局長 市内で発生した魚滓の一部がほかの民間魚粉工場に搬入されていることは聞き及んでいるが、集荷先や搬入先等を個別に特定した調査が困難であるため、量については把握できていない。

○楠委員 魚滓は、量とともに新鮮さも重要であり、回収ルートや不純物の混入がないことが加工工場の生命線となる。この生命線とも言える集荷体制について、集荷組合と定期的に話し合い、戦略を立てているのか。

△農林水産局長 水産加工公社は、協同組合と毎月1回程度、業務連絡や未集荷先の情報交換などの話し合いを行い、その中で組合からの要望を受けるとともに、水産加工公社からは、各組合員が一体となって魚滓の効率的な集荷体制に取り組むよう依頼している。

○楠委員 業務改善につながるよう努力するとともに、集荷組合との信頼関係づくりは経営的にも重要と捉え、定期的な協議の場を持つよう要望する。先日、大手百貨店の地下のごみ分別場を見学したが、各テナントの協力の下、徹底した分別と衛生的な保管により、魚のあら、魚滓、その他の食品残渣も冷凍庫に保管されており、驚かされた。このような魚滓が高値で取引されるわけだが、市内の大型スーパーや百貨店などの冷凍庫などに保管されている魚滓量などは把握しているか。

△農林水産局長 魚滓の集荷先の排出量調査は5年ごとに実施しているが、市内で魚滓を冷凍保管している大型スーパーや百貨店などの店舗、及びその量は把握できていないので、今後、検討する。

○楠委員 大型店から出る魚滓が廃棄物ではなく有価物として、水産加工公社以外に流れる量についての把握は重要である。次に、収入源となる魚粉をつくる面について、水産加工公社が製造する魚粉の年間販売価格の5年間の推移を尋ねる。

△農林水産局長 需要と供給の状況などにより、過去には3万円台から9万円台と大きく変動しているが、最近の5年間の推移は、1トン当たりの消費税込みの価格で18年度7万4,790円、19年度7万8,423円、20年度7万6,551円、21年度7万3,199円、22年度9万632円である。

○楠委員 22年度は、世界的な魚粉価格の高騰で前年度より約2万円も高い、過去最高値がついたにもかかわらず、大きな収支改善にはつながっていない。原因を探るに当たり、まず、1日の処理能力である45トンの魚滓を、年間を通して受け入れた年があるか。

△農林水産局長 17年度から稼働している現在の施設の1日の処理能力は、施設整備を計画した14年度当時の過去3カ年の1日当たりの平均受け入れ量を基礎に日量45トンと決定した。しかしながら、最近では魚の消費量減少などから魚滓の量も減少しており、年間を通して毎日45トンを受け入れた年はない。

○楠委員 新しい工場を建設した平成16年当時も魚滓の量が上向きになる見通しはなく、全国的にも減少傾向が続いていたのにもかかわらず、なぜ大きな工場をつくったのか。現在、1日20トン弱の少ない魚滓の受入れでも、処理能力45トンの大きな機械を温め、脱臭機械を回し続け、温め初めてから3時間で処理は終了する。魚滓受け入れ量は年々減少すると予測され、今後も大きな機械を回し続けなければならない。では、22年度に水産加工公社で製造された魚粉は1,385トンで、1トン当たり9万円で売れているが、この1トンの魚粉をつくるためにかかった経費は幾らか。

△農林水産局長 公害防止のための対策費が運営経費の約4割を占めていることなどから、22年度の決算額から算出すると、1トン当たりの製造コストは17万1,000円である。

○楠委員 1トン9万円で売れる魚粉を17万円かけてつくっている、魚粉を売れば売るほど赤字になる。赤字をゼロにするためには、魚滓を毎日、処理能力以上の55トン集め、年間2倍の1万3,000トンの魚滓を受け入れる必要がある。こうして、民間魚粉工場の実態とやっと同じになるわけだが、九州、広島、埼玉の民間魚粉工場のどこも住宅街の中にあり、においなどの公害は一切出していない。公害対策は民間でも可能で、しかも利益を出している。本市の水産加工公社の1日処理量の半分以上の10トンから15トンは既に民間工場が無公害に処理されている。民間でできることに対して、土地も建物も市が出し、運営利益が出せず毎年1億円前後の補助金を入れる状況について、どう考えるか。

△農林水産局長 昭和30年代に発生した民間事業の魚滓処理による悪臭問題の解決を図るため、市が責任を持って無公害に処理するとの覚書を地元と締結して設立した経緯があることから、公害防止対策に多額の経費を要しており、収支不足に対して補助金を支出している。現在までに重大な悪臭事故は発生しておらず、公害防止を図ることができたと認識しているが、経営を改善し、補助金の削減を図ることが課題と考えている。運営補助金は、徐々に減少するなど改善しているが、今後とも経営の改善に努力する必要があると考えており、魚滓の集荷対策として新規開店の鮮魚小売店などに対し魚滓搬入の働きかけを行うとともに、飲食店等に対しても、食品残渣と魚滓の分別と搬入について協力を依頼し、優良排出店については福岡魚あらりサイクル推進店の認定を行っている。また、22年度からは、新たに魚粉の品質向上やコスト削減を目的に夏季の夜間操業などに取り組み、23年

度からは、魚滓集荷特別奨励金支給制度を実施するとともに、周辺の 23 市町が負担する魚滓の処理負担金を増額するなど、収支の改善に努めている。今後とも引き続き経営分析を行い、さらなるコスト削減に努め、経営改善を図っていく。また、現在の魚滓処理施設は、17 年度から稼働を開始したばかりであり、公益法人制度改革に伴う一般財団法人への移行も進めていることから、引き続き経営改善に努め、今後の魚滓量の推移や民間の処理施設の状況、施設の更新時期等を見据え、水産加工公社のあり方に関する検討会を設置する。

○楠委員 福岡市水産加工公社は公益法人制度改革のガイドラインに沿って、来年度、一般財団法人への移行を進めている。民間企業と同じ事業をしているため、公益法人ではなく、公益性の低い、普通の会社と同じ一般財団法人となるが、そこに毎年 1 億円の補助金を出す根拠があるのか、議会の理解を得られるのか、大変疑問を感じる。魚滓の処理事業を民間に移譲するには、再整備した工場の借金返済、償還をどうするか、また、機械を稼働しなければ国からの補助金の一括返済を求められる。そのため、何としても償還期間が終わる 31 年度まで機械を回し続け、運営補助金 1 億円も出し続けなければならない。今回質問するに当たり 4 カ所の民間魚粉工場に聞いたところ、現水産加工公社の工場を使った魚滓処理には 4 社ともノーの返事であったが、食品残渣の処理施設、再資源化施設として活用するのであれば、民間企業として参入する価値はあるという。前半の質問で環境局長は、市内には食品リサイクルの資源化施設が日量 10 トンの処理能力しかないと答弁された。市内の魚滓処理は民間で行い、1 億円の補助金はなくなり、水産加工公社の工場の機械は、食品廃棄物の排出者である大型スーパー、百貨店が待ち望んだリサイクル資源化工場に活用される可能性がある。この可能性について、まずは専門家、民間事業者をメンバーに入れた協議会を設置し、大きく転換できるチャンス、可能性を検証するべきである。改革の風を吹かせることができるのは民間市長であり、高島市長への市民の期待はそこにある。一歩踏み込んだ協議会設置について、市長の決断を尋ねる。

△市長 まず、基本的な方針は、水産加工公社は魚滓を安全で無公害で処理するという設立当初の目的や経緯があった中で、公害対策に万全を期すとともに、その経営についても、現在の魚滓工場が平成 17 年に新施設として稼働を始めたばかりであり、公益法人制度改革に伴う一般財団法人への移行も進めていることから、引き続き、コスト削減など経営の改善に取り組んでいく。ただ、近年、残滓の発生量そのものが非常に減少し、民間の魚滓処理施設でも公害対策がなされてきていることなど、魚滓をめぐる環境も変化していることから、検討会を設置し、水産加工公社のあり方に関して、いろいろな可能性を検証し、検討する必要があると思う。